

地籍調査事業

現地立会い（一筆地調査）の進め方

1. 事業内容

- 国土調査法に基づき、隣接する土地の所有者（関係者）の立会いにより、土地の所有者（関係者）同士で土地一筆ごとの境界を決めていただき、それを調査・測量し、地籍簿・地籍図として法務局に登録するまでを言います。
- 今回の調査は不動産登記法の表示登記であり、権利の異動登記は行えません。（所有権移転や相続登記は各所有者にて行ってください。）

2. 立会いについて

- 立会い日時等は別紙「立会日程表」をご確認ください。隣接の土地所有者がおられる関係上ご出席（立会い）いただけないと、相手の方に多大な迷惑が掛かり「筆界未定」となりますので、必ず出席又は代理人による現地立会いをお願いいたします。（代理人を選任される場合は委任状が必ず必要です。）
- 境界杭は役場から持参し、境界杭設置箇所は土地所有者（関係者）同士が合意の上で設置いたします。
- 土地所有者（関係者）間での協議の結果、境界が決まらない場合は、筆界未定として筆界線（境界）が入らないまま法務局に登録されます。
- 今回の地籍調査事業は無料です。交通費や滞在費などは自費負担。事業終了後の土地の境界確認等は土地所有者（関係者）で行うこととなり、全て個人負担となります。

3. 成果と閲覧

- 現地立会い（一筆地調査）後、地籍簿（案）・地籍図（案）を作成し、土地所有者（関係者）に閲覧（確認）していただきます。（閲覧期間は20日間）
なお、立会い後の異議及び訂正等はこの期間前をお願いいたします。
- 地籍調査完了後は、杭等境界が不明になった時も復元可能（杭は座標数値で管理）ですが、杭等の境界標は大切に保存してください。
※町で境界杭の復元はいたしません。復元費用は個人負担となります。

4. その他

- 立会いの前までに、所有者間で決められた境界を各自で確認していただき、付近の木枝の伐採、雑草等を除草するなど、当日の調査がスムーズに進むようご協力をお願いいたします。
- 杭頭が白色または青色の杭は、測量の基本となる杭です。境界を標示するものではありません。大切に保存してください。